

監査報告書

平成 20 年 6 月 12 日

公立大学法人神戸市外国語大学
理事長 木村 榮 一 様

公立大学法人神戸市外国語大学

監事 岡村 修 ㊟

私は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私が必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態・運営状況・キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実
は認められない。

以 上